

北九州市教育委員会事務点検・評価報告書（概要）
【令和２年度実績】

1 制度概要・目的

(1) 根拠法令等

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条

(2) 目的

- 教育行政の執行状況を教育委員会自らが事後に検証すること
- 教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たすこと

2 点検・評価の方法

(1) 実施単位

「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を構成する12施策ごと

(2) 指標

各施策に設定された重点指標、参考指標

- ・重点指標：各施策の進捗を評価するために必要かつ適切な指標
- ・参考指標：重点指標を補足するために必要な指標

(3) 視点とまとめ方

12の施策の評価は、重点指標の評価と参考指標の達成状況を踏まえ評価する。

- ・重点指標は達成率を踏まえ、4段階評価を行う。
 - A 大変順調、B 順調、C やや遅れ、D 遅れ

(4) 令和２年度の留意点

重点指標としている12施策のうち、施策1、2、3、9については新型コロナウイルス感染症の影響により全国学力・学習状況調査が中止となったため、「評価なし」とする。

(5) 学識経験者から点検・評価の結果に対する意見を聴取

- | | |
|---|---------|
| <input type="checkbox"/> 福岡教育大学 教育学部教授 | 坂本 憲明 氏 |
| <input type="checkbox"/> 西南女学院大学 保健福祉学部教授 | 今村 浩司 氏 |
| <input type="checkbox"/> 北九州市PTA協議会 会長 | 三浦 隆史 氏 |

【参考】

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 施策体系と評価一覧

ビジョン (vision)		ミッション (mission)		評価		ミッションに基づいた重点的な取組（施策）
本市学校教育の目標		本市が一丸となって取り組まなければならないミッション		R1年度	R2年度	
<p>【目指す子どもの姿】</p> <p>◎自立し思いやりの心をもつ子ども／◎新たな価値創造に挑戦する子ども</p> <p>◎本市に誇りをもつ子ども（シビックプライド）</p>	<p>【目標達成に向けた取組方針】 学校・教職員と教育委員会は互いにコミュニケーションを図り、目標を共有し、一体となって取組みを進める。</p>	<p>《mission1》 時代を切り拓く力の育成</p> <p>新学習指導要領に対応し、学校マネジメントの充実を図るとともに、児童生徒が本市に誇りを持ち、新たな時代を切り拓く力を育成する。</p>	B	—	1 確かな学力の育成	
		A	—	2 健やかな体の育成		
		A	—	3 豊かな心の育成		
		B	C	4 特別支援教育の推進		
		B	A	5 大量退職・採用時代における教員の資質向上		
		A	A	6 学校における業務改善の推進		
		C	C	7 長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応		
		A	A	8 児童生徒等の安全の確保		
		B	—	9 家庭・地域・学校の連携		
		B	B	10 社会的・経済的な課題への対応		
		D	B	11 教育環境の整備		
		B	B	12 学校施設の整備		

アクション (action)

主な取組	各施策を推進するための個別計画・方針等
(1) 学校マネジメントの充実 (2) 学力の向上 (3) 学校における読書活動の推進 (4) 英語教育の推進 (5) 本市の特色を活かした教育活動の推進	新・北九州市子ども読書プラン
(1) 体力の向上 (2) 学校における食育の推進 (3) 健康の保持 (4) スポーツに親しむ機会の充実	北九州市学力・体力向上アクションプラン (第2ステージ)
(1) 道徳教育・文化芸術に触れる機会の充実 (2) 人権教育の推進	《参考》他部局の分野別計画 北九州市スポーツ振興計画
(1) 相談支援体制の整備 (2) 特別支援教育を推進する体制の充実 (3) 就労支援 (4) 理解促進	《参考》他部局の分野別計画 北九州市文化振興計画
(1) 人材の確保 (2) 人材の育成・資質の向上 (3) 女性活躍推進	北九州市特別支援教育推進プラン
(1) 業務改善の推進 (2) 適正な部活動の推進	北九州市教育委員会人材育成基本方針
(1) 長期欠席 (不登校) への対策 (2) いじめ等問題行動への対応 (3) 専門人材の配置・活用	《参考》他部局の分野別計画 第4次北九州市男女共同参画基本計画
(1) 防災・減災教育の推進 (2) 重篤な事故の防止 (3) 食物アレルギー事故及び感染症等の防止	学校における業務改善プログラム (第2版)
(1) 家庭との連携 (2) 地域との連携	北九州市いじめ防止基本方針
(1) 子どもの貧困など経済的な課題の対応 (2) 社会的な課題への対応 (3) 早期からの生活習慣の確立と小学校教育への円滑な接続	《参考》各学校で策定 学校安全計画
(1) 教育の情報化推進 (2) 学校規模の適正化	《参考》他部局の分野別計画 北九州市生涯学習推進計画
(1) 安全で快適な学校施設の整備	《参考》他部局の分野別計画 元気発進！子どもプラン (第2次計画)
	北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方
	北九州市学校施設長寿命化計画

教職員支援プロジェクト「一人にさせない」チーム学校体制づくり

4 点検・評価の結果概要

施策名 ・評価	重点指標・評価 【目標に対する達成率】	全体評価と課題、今後の方向性等
施策1 確かな学力の育成 <hr/>	一 全国学力・学習状況調査結果平均正答率全国比 【調査中止】	■ 令和2年度は、全国学力・学習状況調査が中止となったが、令和2年度北九州市学力・学習状況調査では、児童一人一人の学力をよりきめ細かに把握・分析し、指導の充実・改善を図った。
	一 学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)読書を全くしない児童生徒の割合 【調査中止】	■ 「新・北九州市子ども読書プラン」に基づき、市立図書館・学校との連携強化を図った。全中学校区及び特別支援学校に拡充して配置された学校図書館職員を利活用し、学校図書館の更なる充実に努め、学校での読書活動の推進の取組を着実に進めていく。
	一 中学校卒業段階で英検3級(CEFRA1)程度以上の生徒の割合 【97.2%】	■ 英語教育リーディング校での実践研究等を通して、新学習指導要領に着実に対応し、児童生徒が外国語でコミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力を育成する。
施策2 健やかな体の育成 <hr/>	一 全国体力・運動能力の実技結果全国平均値以上の項目の割合 【調査中止】	■ 「北九州市学力・体力向上アクションプラン(第2ステージ)」に基づき、更なる取組を進めていく。 ■ 肥満傾向児の割合が増加傾向にあることから、学校給食を「生きた教材」として、栄養教諭等と連携した食育指導を充実するなど、学校での食育を推進する。
	一 体育・保健体育が楽しいと思う児童生徒の割合 【調査中止】	■ むし歯予防につながる生活習慣の形成に加え、家庭や学校、歯科医等の連携による取組などを盛り込んだ新たな計画を策定し、児童生徒の歯と口の健康につとめる。
	A う歯のない生徒の割合 【100.0%】	
施策3 豊かな心の育成 <hr/>	一 自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合 【調査中止】	■ 新型コロナウイルス感染症の影響により、全国学力・学習状況調査が実施されなかったが、北九州市学力・学習状況調査による参考数値では、目標に向けた取組の成果が表れている。
	一 人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合 【調査中止】	■ 引き続き、道徳教育・文化芸術に触れる機会の充実や、人権教育の推進等により、取組を着実に進めていく。
	B 住んでいる地域や北九州市が好きと回答した児童生徒の割合 【小6：101.6%、中2：98.2%】	

施策名 ・評価	重点指標・評価 【目標に対する達成率】	全体評価と課題、今後の方向性等
施策4 特別支援教育の推進 C	B 個別の教育支援計画を作成した幼児児童生徒の割合 【91.0%】	<p>■新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響などにより、「個別の教育支援計画を作成した幼児児童生徒の割合」は、令和元年度より低下している。計画の必要性や有効性について、教職員に研修等を通して周知するとともに、保護者に対して理解促進を図っていく。</p> <p>■新規の実習先の開拓は成果を挙げているが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより「高等部卒業生の一般就業率」が低下した。各事業所に生徒の意欲や能力を理解してもらい、更なる雇用の拡大につながる機会の充実を図っていく。</p> <p>■各校・園での特別支援教育コーディネーターの複数配置を推進し、研修等を通して専門性の向上を図り、校内支援体制の更なる充実を図る。</p> <p>■令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、各学校の可能な範囲で交流を図った。今後も、特別支援学校・特別支援学級合同作品展、特別支援学級各種交流会、製品販売会等により、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の方々との「交流及び共同学習」の機会の充実を図っていきたい。</p>
	D 高等部卒業生の一般就業率 【55.3%】	
施策5 大量退職・採用時代における教員の資質向上 A	A 教員採用試験の受験倍率 【120.8%】	<p>■教員採用試験の受験倍率は目標値を上回った。今後は、WEBサイトや動画投稿サイト等を活用し、「教員」という仕事の魅力を発信するなどの取組を進めていく。</p> <p>■授業改善支援訪問や学力・体力向上推進教員の活用、OJTを推進する等、更なる取組を進めていく。</p> <p>■『女性の管理職登用率』が令和元年度実績を上回っていることから、更なる向上に向け、引き続き取組を着実に進めていく。</p>
	B 新採教諭研修において、教員になって「よかった」「どちらかといえばよかった」教員の割合 【96.5%】	
	A 女性の管理職登用率 【106.0%】	
施策6 学校における業務改善の推進 A	A 小学校、中学校、特別支援学校の勤務時間外における月平均在校時間が80時間超えの教員数 【190.0%】	<p>■「業務改善推進拡大会議」の開催やスクール・サポート・スタッフの充実により、「月平均在校時間が80時間超の教員数」は令和元年度より大幅に減少している。引き続き、学校と教育委員会が連携し、「学校における業務改善プログラム（第2版）」を着実に推進する。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度以降の指標の数値が変動する可能性が高い。そのため、次回の調査結果を十分に注視する必要がある。</p>
	A 小学校の担任教員の持ち授業時数 【104.2%】	

施策名・評価	重点指標・評価 【目標に対する達成率】	全体評価と課題、今後の方向性等
施策7 長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応 C	C 長期欠席児童生徒数 (1,000人当たり) 【小:66.7%、中:82.4%】 B いじめの解消率(年度間) 【小:99.8%、中:98.0%】 ※上記指標については、前年度実績を翌年10月に公開予定であることから、今回の指標の評価は前々年度(R1年度)実績を基に行った。	■「長期欠席児童生徒数(1,000人当たり)」は増加傾向にあり、長期欠席の状況は依然として深刻である。 ■長期欠席(不登校)の増加理由は、複合的な要因が絡み合っており、原因の特定は難しいが、令和2年11月に有識者会議がまとめた報告書の提言を踏まえ、不登校対策の更なる充実に努めていく。 ■引き続き「北九州市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していく。 ■スクールソーシャルワーカーの増員やスクールロイヤーの活用の取組を進めていく。
施策8 児童生徒等の安全の確保 A	A 学校管理下における死亡事故発生件数 【100%】 A 学校給食におけるアレルギー事故(初発事故を除く)件数 【100%】	■北九州市通学路交通安全プログラムや、各学校での点検チェックシートを活用して、事故防止に努めていく。 ■地域と連携した避難訓練の実施を推進し、保護者や地域との関わりを大切にしながら、市民とともに防災意識を高める。 ■文部科学省の「衛生管理マニュアル」を踏まえて本市が作成した「学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対応保健マニュアル」により、学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策を更に推進する。
施策9 家庭・地域・学校の連携 ——	— 地域の行事に参加するという児童生徒の割合 【調査中止】 — 授業以外(月～金曜日)の学習時間が1時間以上の児童生徒の割合 【調査中止】 — スマートフォンの利用について家庭内でのルールがある児童生徒の割合 【調査中止】	■コミュニティ・スクール、地域学校協働活動事業をはじめ、様々な市民ボランティア等と連携し、各学校の実情に応じて、地域全体で学校教育を支援する取組を進めていく。 ■学校、教育委員会、家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、連携した取組を推進し、児童生徒の家庭学習習慣の定着を図っていく。 ■携帯電話やスマートフォンの適切な使用については、学校による啓発はもとより、家庭における指導やルールづくりが重要である。今後もPTAをはじめ、家庭と連携した取組を推進していく。

施策名・評価	重点指標・評価 【目標に対する達成率】	全体評価と課題、今後の方向性等
施策10 社会的・経済 的な課題への 対応 B	C 保幼小連携事業を実施 する保育所、幼稚園、小学校 の割合 【89.6%】 A スクールソーシャルワ ーカー等による支援対象者 数に対する解決・好転した 割合 【120.0%】	<p>■保育所、幼稚園などの保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図るため、様々な保幼小連携事業を今後も継続していく。</p> <p>■スクールソーシャルワーカーの拡充に努め、関係部局とも連携して取組を進める。</p>
施策11 教育環境の 整備 B	A 無線 LAN 整備率 【204.5%】 C ICTを活用した授業 のできる教員の割合 【80.2%】 ※国の令和2年度の実績が 未発表のため、前年度（令和 元年度）の実績で評価	<p>■令和3年3月に、市内の小中学校への高速インターネットの整備が完了し、ハード整備は平等になった。</p> <p>■本市の「ICTを活用した授業のできる教員の割合」は全国平均よりも低い数値となっている。GIGA 端末の活用度合いに学校単位で「差」が発生することがないように、令和3年度は、GIGA 端末の活用元年として、各学校のICT活用に関するサポートを重点的に行っていく。</p> <p>■今後、GIGA 端末の運用マニュアルを作成し、各学校へ周知することで更なる活用促進を進める。</p> <p>■令和2年度に「無線 LAN の整備率」の目標を達成したため、令和3年度からの新たな指標を設けることも検討したい（例：「児童生徒のICT活用を指導する能力がある教員の割合」など）。</p> <p>■学校規模適正化については、児童生徒数の減少により、小規模校が増加していることから、教育環境の整備による教育効果の向上を図るため、引き続き取組を進めていく。</p>
施策12 学校施設の 整備 B	B 大規模改修の新規実施 校数 【90.0%】 A 外壁改修工事の実施 校数 【110.3%】	<p>■令和元年度までに外壁改修工事を前倒しで実施したことや新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模改修及び外壁改修工事の実施校は目標を下回ったが、学校施設の老朽化対策としてはおおむね順調に改修工事を実施できている。</p> <p>■「北九州市学校施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持管理を推進するとともに、事業規模を平準化しながら計画的な改修を実施し、施設の長寿命化を図っていく。</p> <p>■トイレ改修やエアコンの改修・設置など、充実した教育活動につながる快適な教育環境の整備の検討を引き続き進めていく。</p>

5 新型コロナウイルス感染症にかかる令和2年度の取組

令和2年1月に国内1例目となる新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、令和3年度の現在も、日々多くの新規感染者が確認されている。

この章では、令和2年3月からの一斉休校と、その後の学校再開への取組、児童・生徒・教職員等の陽性者への対応と、感染拡大防止への取組についてまとめる。

■市立学校における臨時休業の実施

内閣総理大臣、文部科学大臣、福岡県知事及び北九州市長からの要請に基づき、全市立学校の臨時休業を実施。

(期間：令和2年3月2日～5月24日)

【全市立学校の臨時休業期間】

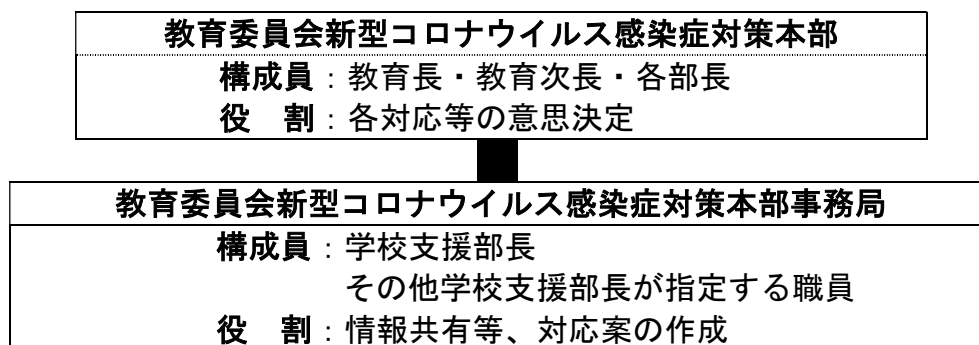
※一部学校を除く

日付	要請者	実施した休校期間
2月27日	内閣総理大臣	—
2月28日	文部科学大臣	3月2日 ～3月24日
春季休業期間・学年末休業期間(3月25日～4月5日)		
4月3日	北九州市長	4月6日～4月17日
4月7日	内閣総理大臣が緊急事態宣言を発令(5月6日まで) (対象：東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)	
4月8日	福岡県知事・北九州市長	4月18日～5月6日 ※5月7日～10日はGW後であったため、保護者等の影響を考慮し、要請を待たずに教育長の判断により、休校とした
4月16日	緊急事態宣言を全国拡大(北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都を加えた13都道府県は特定警戒都道府県)	
5月4日	緊急事態宣言を5月31日まで延長	
5月4日	北九州市長	5月11日～ 5月24日 ※ただし、5月18～20日の期間は分散登校を実施し、5月25日から一斉登校による午前中授業を実施 ※給食は6月24日から実施
5月14日	緊急事態宣言を解除 (北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、京都は継続)	
5月14日	福岡県知事が学校休業要請を5月17日で解除	

■「教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部及び事務局」を設置

令和2年4月16日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置が全国に拡大され、福岡県が特別警戒都道府県に指定されたこと等を受け、新型コロナウイルス感染症への対策等を迅速に実施するため、教育委員会に新型コロナウイルス感染症対策本部及び事務局を設置した。

組織図



■新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した場合の学校対応マニュアルの作成

学校での感染拡大を防止するとともに、速やかに濃厚接触者等を特定するため、学校の対応の流れをフロー図等に整理して作成。本マニュアルは学校と共有し、国の通知等を踏まえ、随時改訂している。

■「学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対応保健マニュアル」の策定

文部科学省の「衛生管理マニュアル」に基づき、令和2年5月12日に策定。基本的な感染症対策を様々な場面で徹底するよう学校に周知し、感染症予防に努めている。(これまで4回改訂)

■学校再開における学校業務補助員配置事業

新型コロナウイルス感染症対策として、学校・幼稚園における定期消毒や換気等業務を行う「学校業務補助員」を、全市立学校・園にそれぞれ1名ずつ配置した。

■いわゆる「第2波」への対応

令和2年5月23日以降、本市の病院や高齢者施設等で集団感染事例が発生するなど、いわゆる「第2波」として全国的に注目を集めた。学校現場も例外ではなく、児童生徒に感染者が相次いで確認されたことから、令和2年6月1日からの学校本格再開を延期する等の対応を行った。

【臨時休業期間後の市立学校の対応状況】

※一部の学校を除く

5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30
日	月	火	水	木	金	土
臨時休業 期間終了	学校再開 一斉登校 (午前中)				6/1からの 本格再開 延期を決定	
				【陽性確認】 児童1名 生徒1名	【陽性確認】 生徒1名	【陽性確認】 児童1名
5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6
			分散登校 決定		分散登校 (午前中)	
【陽性確認】 児童4名 生徒2名	【陽性確認】 児童1名	【陽性確認】 児童1名	【陽性確認】 生徒1名		【陽性確認】 児童1名	
6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13
	分散登校 (午前中)					
					【陽性確認】 児童1名	
6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20
		分散登校 (午前中)			一斉登校 再開 (午前中)	
			【陽性確認】 生徒1名			
6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27
	一斉登校 (午前中)		給食開始 (14時まで)			
6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4
	通常授業開始 (6校時)					

■厚生労働省「クラスター対策班」の受け入れ

市立小学校における集団発生事例を受け、厚生労働省「クラスター対策班」による現地視察及び意見交換を実施。令和2年6月12日に「平時及び発生時の COVID-19 対策について、小児科、校医、感染管理の専門家、保健所などの専門家と連携を整える」よう記載された報告書を受領した。

■新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム（CCAT*）の結成

**COVID-19 Infection Prevention and Control for Children Advisory Team*

厚生労働省のクラスター対策班からの報告書等を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取組に対し、疫学的な見地から助言を受けることを目的に、令和2年6月18日付けで本チームを結成。令和2年度は4回会議を開催するとともに、メール等での意見聴取についても適宜実施した。

【構成員】

（敬称略）

区分	役職	氏名
委員	北九州市医師会感染症対策担当理事 北九州地区小児科医会会長	吉田 雄司
	北九州市医師会学校保健担当理事	天本 祐輔
	産業医科大学医学部小児科学教授	楠原 浩一
	北九州市立八幡病院統括部長 小児総合医療センター長	神園 淳司
	北九州市保健福祉局保健衛生部 医務薬務課長	有門 美穂子
アドバイザー	北九州市保健福祉局医務監 産業医科大学名誉教授	松本 哲朗
オブザーバー	北九州市医師会副会長	安藤 文彦
	認定NPO法人ロシナンテス理事長	川原 尚行

■授業時数の確保

市内一斉の臨時休業の実施により、学習の遅れが懸念されたことから、授業時数を確保するため、二学期制を導入し、長期休業期間（夏休み・冬休み）を短縮した。（夏休み▲25日、冬休み▲5日）

■人権啓発動画の制作

差別・偏見等の防止のため、人権啓発動画を制作した。

■特別支援学校でのPCR検査の実施

令和2年12月10日以降、福祉施設関連により、市立特別支援学校において複数感染が発生した。そのため、北九州市医師会の協力を経て、教育委員会でPCR検査を実施（対象校：門司総合特別支援学校、小倉総合特別支援学校。対象者：2校合計で教職員296名、児童生徒227名）

■教職員向け研修会の開催（令和2年12月11日）

感染予防について理解を深めるとともに、学校における感染症対策を推進するため、CCAT委員（市立八幡病院統括部長 神園 淳司 氏）による研修会を開催した。

■授業動画の制作、YouTube 配信

休校中の児童生徒の学習機会の確保、学習保障の一環として、教育センターで授業動画を制作し、YouTube での配信を行った。

■「子どもの学び」を保障するための学習指導補助員の配置

新型コロナウイルス感染症への対応により、学校を臨時休業としたため、令和2年度に関しては、指導内容や方法を精査して、例年よりも短い期間で教育課程を進行する必要があった。例年よりきめ細かな指導を充実させるために、子どもたち一人一人の学習の定着度に応じた個別指導等の補助を行う学習指導補助員を配置した。

■学校再開における学習支援のための教員配置（小・中）

児童生徒の十分な学習の機会を確保する必要があることから、令和2年度に限り、教員を追加配置した。

■「教員健康相談」の実施

教職員の精神面の負担軽減のため、相談窓口を設置した。

■時差出勤（勤務時間の臨時的な割振り変更）や在宅勤務の活用

感染症対策に万全を期し、学校運営を維持することを前提として、時差出勤（勤務時間の臨時的な割振り変更）や在宅勤務の活用等により、人と人との接触機会を低減するよう取り組んだ。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて

■新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う一斉休校の措置により、学校活動自体が休止する事態となった。

■教育委員会と学校現場が一体となって、児童生徒等の安全を最優先に、関係機関と連携を図り、様々な事態に対処していく。

■特に、学校では、感染症予防策を講じ、登下校時も含めた校内の児童生徒等の安全・安心の確保とともに、

- ・休校による学習の遅れを踏まえた学習機会の確保や、学習面の相談体制を整備するなど、円滑な学校教育活動の実施
- ・外出自粛と休校による体力低下への対応
- ・新型コロナウイルス感染症に関するいじめや偏見、差別防止についての周知徹底や、誰もが安心して過ごせる環境の整備
- ・新たな感染症予防策の徹底等、教職員の負担が増える恐れがあることから、更なる教員の負担軽減の実施

等に取り組んでいく。